

証券コード 5699
2024年3月11日

株 主 各 位

兵庫県たつの市揖保川町正條379番地
株 式 会 社 イ ボ キ ン
代表取締役社長 高 橋 克 実

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ibokin.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」の順に選択してご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5699/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イボキン」又は「コード」に当社証券コード「5699」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット並びに書面(郵送)による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

以 上

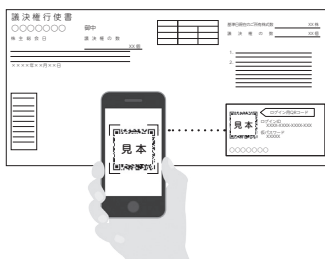
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.ibokin.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

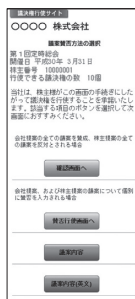
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

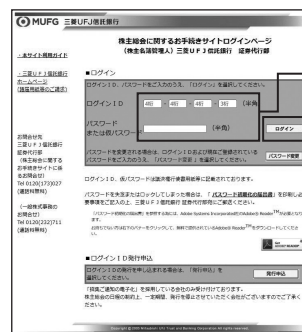
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益、設備投資、生産、個人消費等の各面で経済活動の緩やかな持ち直しが見られる状況にあります。しかしながら、世界的な金融引き締めにもともなう円安、高水準で推移する資源価格、ロシア・ウクライナ情勢の長期化の影響等、依然として先行き不透明な状況が続いています。当連結累計期間における鉄スクラップ等の資源価格は前期に比べ概ね横這いで推移し、期間内の平均価格は前年同期を下回りました。

このような経済情勢の下、当社グループは、解体・環境・金属の各事業が総合的にニーズを探り出し、解体工事や設備撤去、スクラップの買取り、産業廃棄物収集運搬・中間処理を経て素材メーカー等に再生資源を提供する「ワンストップ・サービス」をさらに推進させております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は8,660,310千円（前期比8.8%増）、営業利益は584,247千円（同20.1%増）、経常利益は605,105千円（同15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は396,377千円（同14.4%増）となりました。
各セグメント別の状況は以下のとおりです。

<解体事業>

解体工事については、完工件数は244件と前期を上回りました。大型案件については完工数はやや減少しましたが、進行中の大型案件が寄与し、増収増益となりました。

これらの結果、売上高は2,282,677千円（前期比76.5%増）、営業利益は270,494千円（同273.8%増）となりました。受注残高については、工事の進行度に応じてすでに売上計上された部分を除き796,753千円となりました。

<環境事業>

産業廃棄物処理受託の取扱量は22,222トンと前期並みとなり、再生資源販売の取扱量は15,372トンと堅調に推移しました。当連結累計期間においては資源価格が前年同期を下回ったものの、高付加価値案件があったことで前年同期並みとなりました。

これらの結果、売上高は1,739,304千円（前期比0.8%増）、営業利益は166,593千円（同14.1%増）となりました。

<金属事業>

当社近隣の経済活動が伸び悩んだことから、当社工場でのスクラップの取扱量は55,130トンと軟調に推移しましたが、解体事業における解体案件が全国で展開されたことから、それぞれの地域の取引先に出荷するスクラップの取扱量が伸長しました。スクラップ等の相場については、平均単価で前年同期を下回りました。

これらの結果、売上高は4,638,328千円（前期比6.2%減）、営業利益は147,159千円（同45.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は506,350千円で、その主なものは次のとおりであります。

機械装置	大型建物解体専用機	235,000千円
------	-----------	-----------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等に係る所要資金は、自己資金により充たしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2020年12月期)	第 38 期 (2021年12月期)	第 39 期 (2022年12月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高(百万円)	5,453	8,433	7,961	8,660
経常利益(百万円)	408	809	525	605
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	286	509	346	396
1株当たり当期純利益 (円)	84.46	150.27	102.88	119.47
総資産(百万円)	5,172	5,761	5,322	5,741
純資産(百万円)	2,998	3,618	3,806	4,026
1株当たり純資産額 (円)	884.29	1,067.24	1,137.10	1,216.50

(注) 2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 国 徳 工 業	10百万円	100%	プラントなどの建築構造物の解体工事

(6) 対処すべき課題

① 解体事業の拡充

1960年代に建設されたビルやプラントなどの建築構造物は50年以上が経過し、それ以降の高度経済成長期に建設された膨大な数の建築物も順次更新されることになるため、安全で環境保全にも配慮した適正な解体工事に対する社会的ニーズは、全国的に広範囲な規模で今後急速に高まっていくものと予想されます。

国土交通省では、適正・適法な解体工事が施工される施策として1971年に制定された建設業の許可に係る28業種区分を見直し「解体工事業」が新設されました。2019年には完全許可制度となり、2021年には一定の要件を満たす技術者制度が導入されました。

下請に対する発注金額が4千万円以上の解体工事は特定建設業許可を取得することが義務付けられており、一級国家資格を持つ監督員（監理技術者）が現場に常駐する必要がありますので、大型工事1件の元請受注に対し1名の監理技術者が必要となります。即ち会社に所属する監理技術者数が同時並行して施工できる工事数になります。従来の解体工事業界は下請体質であり、施工技術を有してはいるものの工事管理能力のある工事業者は少なく、多くの業者は「一般建設業」で営業しており、数少ない特定建設業許可業者でも一般的には一級国家資格者が多く在籍する企業は多くないのが実状であります。

このような中、当社は特定建設業許可を取得し、2023年12月末時点においては9名の一級施工管理技士が在籍しておりますが、今後も有資格者並びに施工管理体制を拡充し、大型工事の元請受注件数を増加させていくことで売上高の増加を目指してまいります。

② 事業領域の拡充

当社グループは、ビルやプラントなどの建築物、産業機械や電子機器類等都市に埋蔵された様々な資源を解体・収集し、再生のための多様なソリューションを提供する「都市鉱山開発企業」として、お客様から信頼される質の高いサービスを提供しています。

DXに向けた技術革新が相まって生じる社会構造の変化は、都市鉱山から排出される都市資源の排出元や内容にも変化をもたらし、リサイクルに対する社会的ニーズはますます多様化することが予想されます。このような変化に対して機敏に反応し、柔軟に対応する体制を構築することが課題となります。

当社グループが現在行っている金属やプラスチック、木材などのリサイクル事業を深掘りし、リサイクル技術を高めることで、廃棄物から有用金属、プラスチックなどのリサイクル資源の回収率を高めるとともに、リサイクル過程で発生する廃棄物及び外部から受け入れた廃棄物からリサイクル資源を製造する事業を強化し、リサイクル率と再生資源の付加価値を高めてまいります。これらに加えて、ビルやプラントなど建築物を解体する解体事業においては、工事現場で発生する副産物としての鉄スクラップや木材などの有用資源のリサイクル率を高めるとともに、同時に発生する産業廃棄物を環境保全に配慮したうえで、適正・適法に処理を行うことが重要な課題です。

また、循環資源を継続的に安定して受け入れることも重要な課題であると認識しております。金属事業は、1973年創業以来50年余に亘る事業であり地域における安定的な集荷基盤を有しておりますが、変化に応じた積極的な営業展開を行うことにより、新規仕入先の開拓に努めてまいります。環境事業につきましては、ゼネコンやハウスメーカー等の建設業及び厨房用冷凍・冷蔵機器メーカーや自動販売機等の複合素材並びにMRI等の医療機器メーカーとも多年に亘る信頼関係を元にした安定的な循環資源の受け入れ態勢は整っておりますが、家電量販店やネット通販企業等大規模な排出元となる大手企業に対する積極的な営業展開を行い、新規顧客の開拓に努めてまいります。

大手リース会社やアセットマネジメント関連企業とのタイアップにより排出元の企業におけるリース資産の除却や廃棄に際して、当社グループのトータルソリューションを提供するリサイクルビジネスを展開しておりますが、今後とも物流倉庫や工場の閉鎖等に関する案件情報を共有し、循環資源の調達の幅を拡げ売上高の増加を目指してまいります。

③ 事業地域の拡大

解体工事を全国規模で展開していく中において、工事現場で副産物として発生する有用金属や産業廃棄物のリサイクル及び適正処理が重要な課題であることは前述のとおりですが、これらの静脈産業で取り扱う金属スクラップや産業廃棄物の付加価値は、自動車や電気製品などプロダクトアウトされる動脈産業の製品に比較すると格段に低い傾向にあります。従って、広範な地域をまたがって移動させる経済合理性は望まませんので、それらを取り扱うスクラップや産業廃棄物処理業者も全国に点在しているのが実状です。

一方、当社グループの顧客となる大手企業は、事業拠点を全国に展開していることから、全国規模で施工される解体工事や、それに伴って発生する廃棄物を一括して安心できる一企業グループに委託したいという潜在的なニーズが存在します。このニーズは、広域での廃棄物処理の場合、煩雑な処理委託先管理の合理化、処理品質、コンプライアンス、価格の合理性といったものとなります。

当社グループは、2015年6月に全国の同業他社と当社を含めた7社での包括業務提携を締結しているほか、全国の優良なリサイクル企業約30社とアライアンス・ネットワークを形成しており、今後当社グループが全国規模で解体事業を展開する過程で発生する副産物のリサイクル資源の販売先及び産業廃棄物の適正な処理委託先として相互の業務提携活動を積極的に推進し、上述のニーズに対応してまいります。

④ 内部管理体制の充実と機能向上

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保及び法令順守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査により定期的なモニタリングの実施と内部監査室と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、当社グループは、経営環境や市場の変化、顧客の動向に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図るとともに、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上を図ってまいります。

また、当社グループは、今後も一層の事業拡大を見込んでおりますので、更なる内部管理体制の強化を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、今後の事業拡大に合わせ、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが、当社グループの施工体制や生産工程の拡充並びに安全衛生管理体制及び環境保全体制強化の観点からも、重要な経営課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社グループは社内教育を充実させ社員の資質向上を図り、社員一人ひとりがレベルアップするとともに、管理職及びリーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

⑥ 先端技術の導入

わが国では今後、少子高齢化が進行することによる深刻な人材難が予想され、その傾向は地方都市により顕著となると見込まれます。当社グループを含むリサイクル業界は都市部の郊外から地方にかけての地域に位置することが多く、特に影響が大きいことから業務の効率化が急務となっています。また同時に、より安全、快適で効率的な職場環境を整備する必要があると認識しております。そのために機器の自動化や重機の遠隔操作などの先端技術を導入するなど、研究開発を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
解体事業	建築構造物やプラント・機械設備の撤去及び解体工事事業
環境事業	顧客より排出される廃棄物を再資源化する環境ソリューション事業
金属事業	鉄鋼を中心に金属原料、非鉄金属の加工販売を主とするリサイクル事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社

本部ビル	兵庫県たつの市揖保川町山津屋140番地14
本社工場	兵庫県たつの市揖保川町正條379番地
龍野工場	兵庫県たつの市揖保町揖保中198番地1
阪神事業所	兵庫県尼崎市大浜町一丁目31番地1
東京支店	東京都千代田区内神田二丁目16番11号
福島支店	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚590番地の16

(注) 2024年2月1日に大阪支店を開設しました。

② 子会社

株式会社国徳工業	大阪府堺市堺区神南辺町一丁目54番1号
----------	---------------------

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
解体事業	37 (0) 名	2名増 (-)
環境事業	54 (2)	5名増 (-)
金 属 事 業	28 (1)	1名増 (1名増)
全社 (共通)	41 (-)	3名増 (-)
合 計	160 (3)	11名増 (1名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。
2. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員数には、パートを含み、派遣社員は含んでおりません。
4. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門及び運輸部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147 (3) 名	13名増 (1名増)	40.6歳	7.0年

- (注) 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	110百万円
株式会社三井住友銀行	100
株式会社日本政策金融公庫	21

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,427,200株 |
| (3) 株主数 | 2,013名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
H S 興産株式会社	1,280千株	38.67%
高橋 克実	364	11.00
イボキン従業員持株会	89	2.70
日本証券金融株式会社	50	1.52
川島 敏邦	46	1.40
高橋 完治	46	1.39
吉田 茂	40	1.22
山崎 喜博	40	1.21
三河 長夫	37	1.14
高橋 守	36	1.09

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式(117,092株)は上記大株主から除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 橋 克 実	
取締役専務執行役員	山 崎 喜 博	解体事業部長、管理本部管掌役員、(株)国徳工業（当子会社）代表取締役
取締役常務執行役員	高 橋 守	金属事業部長、環境事業部及び運輸部管掌役員
取 締 役	永 津 洋 之	永津公認会計士事務所代表、税理士法人マインド・アーキテクト代表社員、(株)国徳工業（当子会社）監査役
取 締 役	橋 本 法 知	加賀電子(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	戸 塚 い づ み	
監 査 役	井 上 利 夫	
監 査 役	長 濱 晋	税理士法人Brain Trust代表社員、(株)Brain Trust Consulting代表取締役

- (注) 1. 取締役永津洋之氏及び橋本法知氏は、社外取締役であります。
2. 監査役戸塚いづみ氏、井上利夫氏及び長濱晋氏は、社外監査役であります。
3. 取締役永津洋之氏は、公認会計士の職務を通じて培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役橋本法知氏は、他社での役員経験のほか、経営全般に関する高い見識を有しております。
5. 常勤監査役戸塚いづみ氏は、ISO（国際標準化機構）のアドバイザーとして取得支援に携わり、コンプライアンス管理・リスク管理・システム構築に知見を有しております。
6. 監査役井上利夫氏は、他社での経営者経験のほか、生産・技術、安全等の知見を有しております。
7. 監査役長濱晋氏は、税理士の職務を通じて培われた高度な専門的知識を有しております。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 監査役富高重則氏は、2023年3月29日開催の第39期定時株主総会において退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1. 報酬等の構成・内容

金銭による報酬のみで株式、新株予約権及びその取得費用としての報酬の規定はありません。また、業績連動報酬についても導入しておりません。

2. 報酬決定のプロセス及び支給

当社は、いわゆる総額枠方式を採用し、取締役及び監査役の報酬総額の上限を株主総会で決定し、当該総額の範囲内で取締役会及び監査役の協議で個別報酬額を決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	104 (14)	104 (14)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (15)	16 (15)	—	—	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	120 (29)	120 (29)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には、2023年3月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した社内監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年3月26日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第34期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 各取締役の個別の報酬額につきましては、報酬等の決定に関する方針に基づき、取締役の報酬等の決定方針に従った適時・適切な個人別の報酬等の内容決定のため、取締役会からさらに代表取締役に一任されており、代表取締役は、各取締役の職務の内容及び実績等を踏まえ、取締役会の場において個別の報酬額を決定しております。なお、監査役については、監査役の協議により個別の報酬額が決定されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役永津洋之氏は、永津公認会計士事務所代表、税理士法人マインド・アーキテクト代表社員であります。永津公認会計士事務所、税理士法人マインド・アーキテクトと当社との間には特別な関係はありません。

取締役橋本法知氏は、加賀電子株式会社の社外取締役であります。加賀電子株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役長濱晋氏は、税理士法人Brain Trust代表社員、株式会社Brain Trust Consulting代表取締役であります。税理士法人Brain Trust、株式会社Brain Trust Consultingと当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況、発言状況 及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 永 津 洋 之	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。主に公認会計士の職務を通じて培われた知見により、取締役会では積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 橋 本 法 知	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。主に他社での役員経験による高い知見により、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 戸 塚 い づ み	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、開催された監査役会14回全てに出席いたしました。特にコンプライアンス管理等について質問・提言等を適宜行うことにより監査機能を発揮しております。
社外監査役 井 上 利 夫	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、開催された監査役会14回全てに出席いたしました。特に経営管理等について質問・提言等を適宜行うことにより監査機能を発揮しております。
社外監査役 長 濱 晋	2023年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、また、開催された監査役会10回のうち9回に出席いたしました。特に財務・会計について知識や経験に基づき質問・提言等を適宜行うことにより監査機能を発揮しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,111,888	流 動 負 債	1,319,561
現金及び預金	1,734,415	買掛金	470,213
受取手形、売掛金及び契約資産	1,169,950	工事未払金	204,923
商品及び製品	2,505	短期借入金	100,000
仕掛品	9,726	1年内返済予定の長期借入金	121,474
原材料及び貯蔵品	128,522	リース債務	28,242
未成工事支出金	17,175	未払金	78,851
その他	49,751	未払法人税等	120,120
貸倒引当金	△158	契約負債	6,680
固 定 資 産	2,629,481	賞与引当金	17,741
有 形 固 定 資 産	2,143,340	その他	171,312
建物及び構築物	354,536	固 定 負 債	395,036
機械装置及び運搬具	676,806	長期借入金	13,060
最終処分場	67,965	リース債務	31,031
土地	869,768	役員退職慰労引当金	310,213
リース資産	109,911	退職給付に係る負債	11,931
建設仮勘定	12,479	資産除去債務	28,800
その他	51,872	負 債 合 計	1,714,597
無 形 固 定 資 産	38,031	(純 資 産 の 部)	
その他	38,031	株 主 資 本	4,007,874
投 資 そ の 他 の 資 産	448,109	資本金	130,598
投資有価証券	288,320	資本剰余金	945,418
保険積立金	111,957	利益剰余金	3,092,051
繰延税金資産	7,608	自己株式	△160,193
その他	40,224	その他の包括利益累計額	18,898
資 産 合 計	5,741,369	その他有価証券評価差額金	18,898
		純 資 産 合 計	4,026,772
		負 債 純 資 産 合 計	5,741,369

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,660,310
売上原価	7,146,953
売上総利益	1,513,356
販売費及び一般管理費	929,109
営業利益	584,247
営業外収入	
受取利息	51
受取配当金	9,583
受取手数料	4,307
助成金収入	100
受取補償金	3,850
その他	6,861
合計	24,754
営業外費用	
支払利息	3,405
自己株式取得費用	460
その他	30
合計	3,895
経常利益	605,105
特別利益	
固定資産売却益	2,238
特別損失	
固定資産除却損	1,751
投資有価証券償還損	1,874
税金等調整前当期純利益	603,717
法人税、住民税及び事業税	206,771
法人税等調整額	568
当期純利益	396,377
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	396,377

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	130,598	945,418	2,771,002	△110,240	3,736,778
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△75,327		△75,327
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			396,377		396,377
自 己 株 式 の 取 得				△49,953	△49,953
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	321,049	△49,953	271,096
当 期 末 残 高	130,598	945,418	3,092,051	△160,193	4,007,874

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	70,138	70,138	3,806,916
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△75,327
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			396,377
自 己 株 式 の 取 得			△49,953
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純 額)	△51,240	△51,240	△51,240
当 期 変 動 額 合 計	△51,240	△51,240	219,855
当 期 末 残 高	18,898	18,898	4,026,772

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,586,618	流動負債	1,315,467
現金及び預金	1,234,483	買掛金	470,214
受取手形	238,195	工事未払金	222,198
売掛金	578,332	短期借入金	100,000
完成工事未収入金	97,221	1年内返済予定の長期借入金	121,474
契約資産	233,294	リース債務	27,983
商品及び製品	2,505	未払金	75,497
仕掛品	9,726	未払費用	116,073
材料及び貯蔵品	128,480	未払法人税等	115,302
完成工事支出金	17,175	契約負債	4,386
前払費用	2,113	預り金	30,009
その他の金	23,750	賞与引当金	17,741
貸倒引当金	△158	その他の負債	14,585
固定資産	2,762,572	固定負債	382,465
有形固定資産	2,078,768	長期借入金	13,060
建物	273,440	リース債務	31,031
構築物	81,096	退職給付引当金	11,931
機械及び装置	560,645	役員退職慰労引当金	297,642
車両運搬具	51,972	資産除去債務	28,800
工具、器具及び備品	51,632	負債合計	1,697,932
最終処分場	67,965	(純資産の部)	
土地	869,768	株主資本	3,632,360
リース資産	109,768	資本金	130,598
建設仮勘定	12,479	資本剰余金	945,418
無形固定資産	37,270	資本準備金	90,598
ソフトウェア	32,336	その他資本剰余金	854,819
その他	4,934	利益剰余金	2,716,537
投資その他の資産	646,533	利益準備金	10,000
投資有価証券	288,320	その他利益剰余金	2,706,537
関係会社株	201,730	特別償却準備金	0
出資金	61	別途積立金	15,000
長期貸付金	425	繰越利益剰余金	2,691,537
保険積立金	111,957	自己株式	△160,193
繰延税金資産	6,983	評価・換算差額等	18,898
その他	37,055	その他有価証券評価差額金	18,898
資産合計	5,349,190	純資産合計	3,651,258
		負債純資産合計	5,349,190

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,621,873
売上原価	7,156,695
売上総利益	1,465,178
販売費及び一般管理費	896,143
営業利益	569,034
営業外収益	
受取利息	47
受取配当金	9,582
受取手数料	4,307
助成金収入	100
受取補償金	3,850
その他	6,817
	24,704
営業外費用	
支払利息	3,331
自己株式取得費用	460
その他	30
	3,822
経常利益	589,917
特別利益	
固定資産売却益	2,238
特別損失	
固定資産除却損	2,631
投資有価証券償還損	1,874
	4,505
税引前当期純利益	587,649
法人税、住民税及び事業税	201,952
法人税等調整額	△1,591
当期純利益	387,288

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	130,598	90,598	854,819	945,418	10,000	0	15,000	2,379,576	2,404,576
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△75,327	△75,327
当 期 純 利 益								387,288	387,288
特別償却準備金の 取 崩									
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-	311,960	311,960
当 期 末 残 高	130,598	90,598	854,819	945,418	10,000	0	15,000	2,691,537	2,716,537

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△110,240	3,370,352	70,138	70,138	3,440,490
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△75,327			△75,327
当 期 純 利 益		387,288			387,288
特別償却準備金の 取 崩		-			-
自己株式の取得	△49,953	△49,953			△49,953
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)			△51,240	△51,240	△51,240
当 期 変 動 額 合 計	△49,953	262,007	△51,240	△51,240	210,767
当 期 末 残 高	△160,193	3,632,360	18,898	18,898	3,651,258

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社イボキン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 内 計 尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杏 井 康 真

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イボキンの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イボキン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社イボキン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 内 計 尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杏 井 康 真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イボキンの2023年1月1日から2023年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社イボキン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 戸塚 いづみ ㊞

監査役 (社外監査役) 井上 利夫 ㊞

監査役 (社外監査役) 長濱 晋 ㊞

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

上記の方針のもと、当社グループの経営状況及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

なお、当期の期末配当は、創立50周年記念配当5円を加え、1株につき27円50銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金27円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は91,027,970円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	氏名 たかはし かつみ 高橋 克実 (1969年5月6日生)	1993年3月 津田鋼材株式会社（現 三井物産スチール株式会社） 入社 1995年5月 株式会社ヤタカ 入社 1998年6月 当社 入社 2002年10月 当社 常務取締役 2003年10月 当社 専務取締役 2007年10月 当社 代表取締役社長（現任）	364,000株
	【選任理由】 高橋克実氏は、当社代表取締役として、長年にわたり当社経営の指揮を執り、強いリーダーシップを発揮しております。経営者としての見識、豊富な経験と実績に基づき、経営全般の適切な監督と意思決定ができるバランス感覚を有することから、今後の当社グループの企業価値向上に必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。		
2	氏名 やまさき よしひろ 山崎 喜博 (1955年8月14日生)	1978年4月 丸紅株式会社 入社 2003年1月 当社 入社 2007年11月 当社 常務取締役 2023年4月 当社 取締役専務執行役員 解体事業部長、 管理本部管掌役員 大阪支店長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社国徳工業 代表取締役	40,000株
	【選任理由】 山崎喜博氏は、当社取締役として、長年にわたり当社の経営全般に関する役割と責任を果たしており、その見識、豊富な経験と実績に基づき、今後も当社グループの更なる成長戦略の推進に必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	たかはし まもる 高橋 守 (1961年1月21日生)	1981年2月 株式会社岩田建材 入社 1984年6月 金海建材 入社 2000年2月 当社 入社 2010年5月 当社 製造部統括部長 2016年2月 当社 取締役金属事業部長 2023年4月 当社 取締役常務執行役員 金属事業部長、 環境事業部及び運輸部管掌役員 (現任)	36,000株
【選任理由】 高橋守氏は、当社取締役として、当社の事業部門における経営に関し、その役割と責任を果たしております。その見識、豊富な経験と実績に基づき、当社グループの更なる事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現に必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">ながつ ひろゆき 永津 洋之</p> <p style="text-align: center;">(1970年10月11日生)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">独立</div> </div>	<p>1996年 8 月 センチュリー監査法人 (現 EY新日本 有限責任監査法人) 福岡事務所 入所</p> <p>2000年 8 月 センチュリー監査法人 (現 EY新日本 有限責任監査法人) 小倉連絡事務所 兼 福田公認会計士事務所 入所</p> <p>2004年 8 月 永津公認会計士事務所 代表 (現任)</p> <p>2009年 3 月 当社 監査役</p> <p>2016年10月 当社 取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>永津公認会計士事務所 代表 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員 八光オートメーション株式会社 社外取締役 株式会社国徳工業 監査役</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>永津洋之氏は、公認会計士の職務を通じて培われた専門的な知識と豊富な経験を有しております。その見識、豊富な経験と実績に基づき取締役会で発言いただくことにより、特に財務・会計について専門的な観点から経営への監督を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 ^ふ ^り ^が ^な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">はしもと のりとも 橋本 法知 (1954年7月30日生)</p> <p style="text-align: center;">[社 外] [独 立]</p>	<p>1977年4月 三菱電機株式会社 入社 2008年4月 同社 人事部長 2009年4月 同社 常務執行役 人事部長 2009年6月 同社 取締役 常務執行役 人事部長 2012年4月 同社 取締役 専務執行役 経営企画長 2016年4月 同社 取締役 2016年7月 同社 顧問 2019年5月 当社 顧問 2021年3月 当社 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 加賀電子株式会社 社外取締役</p>	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 橋本法知氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営者として、豊富なマネジメント経験と幅広い見識を有しております。その経験や見識を当社の経営に活かし取締役会で発言いただくことにより、経営への監督の観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永津洋之氏及び橋本法知氏は社外取締役候補者であります。
3. 永津洋之氏及び橋本法知氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって永津洋之氏が7年6か月、橋本法知氏が3年となります。
4. 当社は、永津洋之氏及び橋本法知氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、永津洋之氏及び橋本法知氏の再任が承認された場合は、両氏との該当契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約にて填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、永津洋之氏及び橋本法知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。両氏が取締役に再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考：株主総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

属性	社外 ・独立	氏名	当社が特に期待する知見・経験						
			経営 全般	営業 ・マーケティング	生産 ・技術	安全 ・環境	財務 ・会計	人事 ・労務	法務 ・リスクマ ネジメント
取締役		高橋 克実	○	○	○	○		○	
		山崎 喜博	○	○		○	○	○	○
		高橋 守		○	○	○			
	○	永津 洋之					○		○
	○	橋本 法知	○	○		○	○	○	○
監査役	○	戸塚 いづみ				○			○
	○	井上 利夫	○		○	○		○	
	○	長濱 晋	○	○			○	○	○

以上

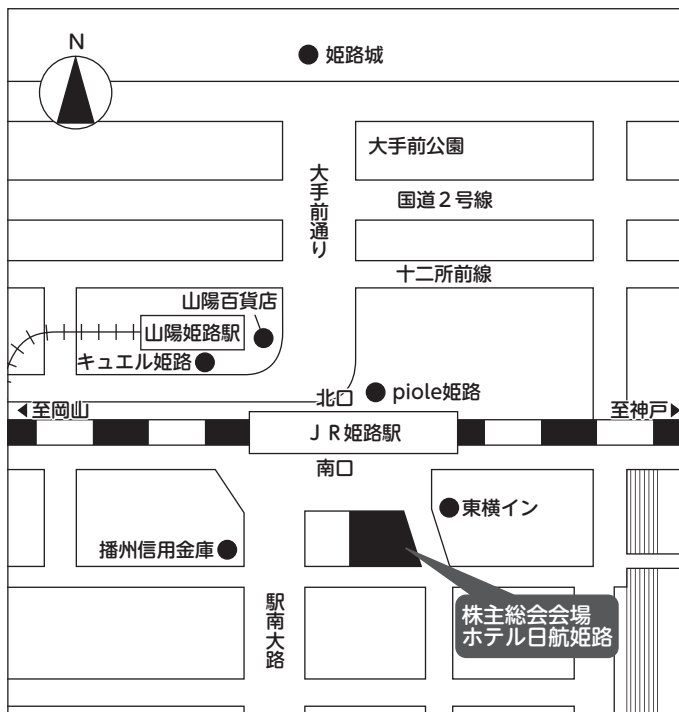
株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番

ホテル日航姫路3階 光琳の間

TEL (079) - 222 - 2231

交通：JR（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ



当日は駐車券のご用意はございませんので、あしからず
ご容赦くださいませ。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

